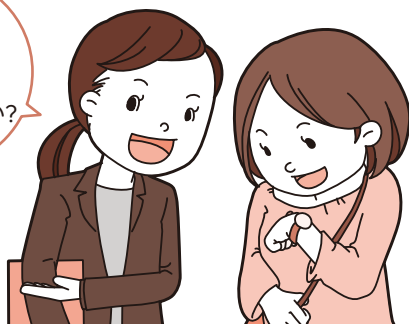


「アンケートにご協力を」 目的を隠して近づく キヤッチセールス

ポイント

- 駅付近や繁華街で「アンケートに教えてください」「無料体験できます」などと声をかけ、営業所などに連れて行き、エステティックサービス、健康食品(サプリメント)の購入などの契約を迫ってきます。
- 契約するまで、何時間も拘束する場合があります。

美容に関するアンケートに答えていただけますか？



ではあちらで…

少しの時間なら…

アドバイス

- 声をかけられても、安易についていかないようにしましょう。
- 予期しない勧誘の話になったら、はっきり断り、席を立ちましょう。
- 契約してしまっても、法定の契約書面を受け取ってから8日以内であれば契約解除(クーリング・オフ)することができます。
- エステティックサービスなどは中途解約することができます。関連商品を購入している場合も併せて中途解約することができます。

「簡単なバイト、友だちに売れば絶対に儲かる」と誘う マルチ商法

ポイント

- マルチ商法は、健康食品などの商品やサービスを販売する形をとり、他の人を会員に勧誘することで利益が得られると誘って、代金などを支払わせて販売組織に次々に加入させる商法です。ネットワークビジネスなどとも言われています。
- 友だちなどから「絶対に儲かる」「すぐに元が取れる」と勧誘されて契約したが、思うように売れずに借金と商品だけが残ったというトラブルが発生しています。
- 執拗な勧誘をすると人間関係が悪くなるだけでなく、嘘の説明をすれば自分自身が加害者になってしまう可能性があります。

簡単なバイトだ！
まず商品を買って入会して、
友達を誘って売れば
絶対儲かるよ！



アドバイス

- 「誰でも簡単に儲けられる」などと勧誘してきますが、楽しく儲かる話はありません。
- 消費者金融の利用やクレジット契約をしないといけないような取引は危険です。嘘の職業や年齢などを書くように言われた場合は契約してはいけません。
- 契約してしまっても、法定の契約書面を受け取ってから20日以内であれば契約解除(クーリング・オフ)することができます。
- いつでも中途解約可能です。解約料には上限が定められています。